

(ポイント)

●カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は28日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、6月28日までとされている行動規制(Prohibitory Order)を一部緩和したうえで、7月5日までの1週間、再延長することを発表しました。緩和内容は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制(1週間の再延長について)

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は28日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、6月28日までとされている行動規制(Prohibitory Order)を7月5日までの1週間、再延長することを発表しました。

2 本行動規制は6月29日から7月5日までとなり、行動規制の一部が緩和されます。主な緩和内容は以下のとおりです。

(1) 食料品店(八百屋、果物屋、肉屋、飲料水販売店、乳製品店等)、スポーツ用品店、文房具店、書店の営業が毎日午後6時までに限り許可されます(薬局は時間制限なく営業しています)。

(2) デパートメントストア、ショッピングモール、衣料品店、化粧品店、スポーツ用品店、宝石店、キッチン用品店、電化製品店、自動車販売・自動車用品店、携帯電話販売店、パソコンショップ、建築資材店(ホームセンター、電気製品、家具等)、金物店等の営業は、毎日午前11時から午後6時までに限り許可されます。

(3) 結婚式等のお祝いには、家庭内で15人まで集まることができ、その際の車両は2台まで使用できます。

3 25座席以上あるバス等の公共交通機関の使用が奇数偶数ルール(車両のナンバープレートの末尾の数字が奇数の場合はビクラム歴の奇数日、偶数の場合はビクラム歴の偶数日に限り運行が認められる)に則り、午前6時から午後7時まで認められます。

前回の行動規制に関する領事メールは以下のとおりです。カトマンズ郡行政事務所 DAO(District Administration Office)が発出した注意喚起にある取り締まりや罰金についても注意してください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100203128.pdf>

4 また、以前領事メールでお知らせした「カトマンズ郡における新型コロナウイルス感染症に関する新たな規制について」もご確認の上、やむを得ず外出する場合等にはご注意ください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100194099.pdf>

5 行動規制は再度延長されることが決定しましたが、当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、やむを得ず外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス（2 m以上）を取り、3密（密閉・密集・密接）を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の情報をご確認くださいよう、お願いいたします。現在流行しているウイルスは、インドと同様の変異株の可能性が高く、以前と比較して、若年者も感染しやすかつ短期間で重症化しやすい特徴を持っています。医療機関の空きベッドは、5月のピーク時と比較して探しやすくなってきましたが、引き続き、各自感染防御に十分つとめていただくようお願いいたします。

6 同様に、ネパール77郡のうち75郡の地域において行動規制が実施されているとの情報（6月25日現在）がありますので、併せて注意をお願いします。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。